

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	園芸畜産課	整理番号	
処分の種類	遊漁規則の変更命令			1-21	
根拠法令条例等・条項	漁業法第129条第6項				
処分の概要	知事は遊漁規則が漁業法第129条第5項の一に該当しなくなったと認めるときは、その変更を命ずることができる。				
処分基準 (未設定の場合は その理由)		<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p><b>【参考】漁業法 (遊漁規則)</b></p> <p>第百二十九条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕(以下「遊漁」という。)について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の遊漁規則(以下単に「遊漁規則」という。)には、左に掲げる事項を規定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 遊漁についての制限の範囲</li> <li>二 遊漁料の額及びその納付の方法</li> <li>三 遊漁承認証に関する事項</li> <li>四 遊漁に際し守るべき事項</li> <li>五 その他農林水産省令で定める事項</li> </ul> <p>5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が左の各号に該当するときは、認可をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 遊漁を不当に制限するものでないこと。</li> <li>二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。</li> </ul> <p>○水産業協同組合法第48条第1項 (総会の議決事項)</p> <p>第四十八条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定款の変更</li> <li>二 規約、資源管理規程、信用事業規程及び共済規程の設定、変更及び廃止</li> <li>三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更</li> <li>四 経費の賦課及び徴収の方法</li> </ul> <p>五 事業の全部の譲渡若しくは第十一条第一項第五号若しくは第七号の事業(これに附帯する事業を含む。)若しくは共済事業の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約の全部若しくは一部の移転(その一部の移転にあつては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するもの(以下「包括移転」という。)に限る。)</p> <p>六 財産目録、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案、損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに事業報告</p> <p>七 每事業年度内における借入金の最高限度</p> <p>八 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更</p> <p>九 漁業権行使規則若しくは入漁權行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止</p> <p>十 漁業権又はこれに関する物権に関する不服申立て、訴訟の提起又は和解</p> <p>十一 育成水面の設定、変更及び廃止</p> <p>十二 育成水面利用規則の制定、変更及び廃止</p> <p>○漁業法施行規則 (遊漁規則に規定すべき事項)</p> <p>第十三条 法第百二十九条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 漁場監視員に関する事項</li> <li>二 違反者に対する措置に関する事項</li> </ul> <p>○昭和37年11月10日37水漁第6464号水産庁長官「遊漁規則の作成及び認可について」</p> <p>○昭和37年12月19日37水漁第6464号水産庁長官「県内共通遊漁について」</p> <p>○平成2年4月19日2園第82号農政部長「遊漁料の算定等について」</p>			
基準の制定根拠		—			